

行政視察等報告書

平成28年 5月 2日

境港市議会
議長 岡空 研二 様

会派名 公明党
代表者 田口 俊介



下記のとおり行政視察（調査・研修）を行ったので、その結果を報告します。

記

1 観察等期間	平成28年4月20日（水）～平成28年4月21日（木）
2 観察等先 及び内容	4月20日（水）東京都千代田区内神田2-4-6 (株) 社会保障研究所 『地方から考える社会保障フォーラム』セミナー 「若い世代から発信する日本の社会保障とは」 「エビデンスに基づく子育て支援システムの構築」 「地域包括ケアシステムの構築と市町村の役割」 4月21日（木） 「災害復興法学のすすめ～住民ニーズに応える災害救助法と個人情報の徹底活用～」 「子ども・子育ての現状と課題」 「取材の現場から」
3 観察等議員	田口 俊介、足田 法行
4 総 経 費	合計（2名） 166,608 円 （一人当たり 83,304 円） ※一人当たり経費に端数が出る場合は円未満切り捨て
5 所 見 等	別紙のとおり

内 容：「若い世代から発信する日本の社会保障とは」

報告者：足田 法行

所見等：

【講師】 石川 治江氏（立教大学院21世紀社会デザイン研究科特任教授）、他

【内容】・障がい者とともに歩んだ差別解消運動

- ・わが国初の24時間365日在宅福祉サービスの開始
- ・介護老人保健施設の役割と問題点
- ・認知症予防だんだんダンス

【考察】

障がい者福祉の現場から一障がい者と健常者を垣根で括ってしまうと見えなくなってしまいます。その狭間で障がい者でない人も苦しんでいるし、健常者でも病気やけがの人もいるので垣根のない社会を作り、地域で支える仕組みと社会全体でサポートしていくことが必要。社会保障の中で障がい者予算はまだまだ少ない。障がい者職と保育士さんと比べると給料は障がい者職は低い。でも続けている人はいる。本当に仕事がないから就いている人もいるが、当事者意識を持っている人は長続きして、積極的に仕事をする。

高齢者福祉の現場から（老人保健施設の課題）一老健の役割は、病状が安定期にあり家庭復帰にむけて介護や医療を必要とする方を対象に、介護・医療ケア・リハビリテーションを行う施設。また入所施設としてだけではなく、短期入所や通所・訪問リハビリテーションとしての役割もある。地域包括ケアの中で、在宅に戻す中間施設である。課題として老健での医療保険適用をすべきであること。低廉な利用料ですべてのサービスがあり、それによって在宅復帰が消極的になる、介護度の低い利用者ほど長期入所になりやすい。在宅強化型老健は老健施設の中でも在宅復帰率などにおいて厳しい条件が設定されているが、在宅介護・看護体制ができていないので、在宅復帰率を維持するのは難しい。医療法人系の在宅強化型老健は、病院の利用者抱え込みをしているので、社福などの老健は利用者確保が難しい。経営が厳しい中で、ニーズに徹底して向き合い、確実な在宅復帰支援を行うために、多職種のチームワーク力を高め、リハの研鑽を行っている。

始めに「サービスは、見えますか？」との講師の問い合わせがありました。「サービスが見える場合もあれば、見えない場合もある」との答えは、「中途半端であり、それでは物事が決められない！」との地方議員に対する叱咤激励であったし、弱者とともに先駆けの事業を続けてきたパイオニアだけに重い一言だと思いました。また、サービスを徹底して公開して見える化していくことが大切。地域包括ケアにおいての医療・介護の連携に関しては、医療体制の縦の社会と介護の横のチームワーク体制との連携は難しいものがあるとのこと。

結論として、今までの行政中心のサービスは、全体だけを見てきたところがあつて、これからの福祉サービスは、ひとりひとりを見ていく、理解していくことが重要。さらに、当事者意識を持てる地域づくりや教育が必要と思いました。

内 容： 「エビデンスに基づく子育て支援システムの構築」

報告者： 足田 法行

所見等：

【講師】 日下部 元雄 (株) オープン・シティー研究所所長
日下部 笑美 (株) オープン・シティー研究所共同代表

- 【内容】
- ・ コミュニティー・カルテ・システムは自治体にとってどのように役に立つのか？
 - ・ コミュニティー・カルテ調査とは？
 - ・ コミュニティー・カルテ調査の具体的方法
 - ・ 具体的な子育て支援策を考える

【考察】

今までの行政データでは、発達リスクの要因保有率の把握、発達リスクの放置による将来への波及、リスク急増の原因の分析、負の連鎖に繋がらない人の「強み要因」の分析、行政サービスなどの効果測定の5つの情報を得ることは困難でした。

コミュニティー・カルテ調査は、例えば、幼少期リスクにおける親との接触少が学齢期リスクにおける不登校、いじめ、授業理解困難になり、就労期リスクにおけるニート、非正規雇用、失業、生活困窮とつながるリスク連鎖がわかる。さらに、自治体の福祉行政に必要な42のリスク要因もわかる。よって局面に応じた対策が立てれることになる。

全体として「強み要因」を強化する施策をする上で、「自助」「共助」「公助」とに分けて考えると、

1. 地域社会レベルの「公助」、つまり自治体などの提供する近隣社会サービスである「育児センター」「在宅介護」が大変高い「貧困」のリスク低減率となった。国レベルの年金、健保などの社会保障制度よりも高い結果となった。地域レベルの現物給付的な社会サービスが同じ程度、またはより大きな貧困削減効果が示された。

2. 次に「近隣に学ぶ」「近隣助け合い」などのコミュニティによる共助が非常に大きなリスク低減効果を示した点である。これ以外にもNPO、市民団体などの地域貢献活動に参加しているかどうかについて「はい」と答えた人も同じ比率で「貧困」リスクを低めている。これは「共助社会」の形成がこれらの「現代の貧困」に立ち向かうための有効な戦略であることを示している。

3. 健康管理、スポーツも従来は健康増進や青少年対策という目的のためのプログラムだったが、これらが学齢期の「いじめ」「不登校」、心の健康や、雇用への好影響を通じて、「貧困」削減にも役立つことが検証された。このことは、コミュニティー団体による青少年のスポーツによる「居場所」づくりや「信念・自信」の育成プログラムへの自治体や「新しい公共」、社会的ファイナンスが必要になる。

4. 職場における「仕事・生活バランス」「研修に熱心」なども高い「貧困」リスク削減効果があることが分かった。職場での働く環境が心の健康、失業などに大きく影響することがわかり、「貧困」に対する対策として民間企業を含めた雇用対策、労働環境対策、特に「品格のある職場づくり」がいかに重要であるかを示している。

5. 「貧困」が学歴社会の影響を受け、大卒の学歴の有無で大きな差が出来る構造がわかった。このような社会構造を変えない限り、正社員になれる一部の層とそれ以外の NEET や非正規雇用になり希望をなくした層との 2 極化は避けられない。学歴社会の弊害を防ぐ具体的な対策、特に、多様な価値観に基づく多様なキャリアパスの構築：ボランタリーセクター、ワークシェアリングによる短時間労働、家族の介護などを含めた市場外のサービス、成人教育・研修などを含めた総合的な対策により、より多くの人がフレキシブルに人生の局面に応じて労働市場・社会活動に参加できる工夫が必要となる。

結論として、自治体によって社会環境や住民サービスに差があるので、本市でもコミュニティー・カルテ調査をするべきだと思います。弱いところに対してのきめ細かい住民サービスと効率性が図られるし、生活困窮などを防ぐセーフティーネットの構築ができる。助け合いの共助社会の構築にも役立つ。個人もリスク程度を知ることにより、改善への目標設定が容易になると思います。

内 容： 「地域包括ケアシステムの構築と市町村の役割」

報告者： 足田 法行

所見等：

【講師】 辺見 智氏（厚生労働省 老健局 振興課長）

【内容】

- ・介護保険を取り巻く状況
- ・平成30年からの介護保険事業計画・医療計画の同時改定による
医療と介護の連携による地域包括ケア体制の推進
- ・認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、介護予防・生活支援サービ
スの充実・強化
- ・総合事業の取り組み例

【考察】

第7次医療計画・第7期介護保険事業計画の同時改定が平成30年から3年ごとに行う。医療機能分化・連携と介護が一体的に地域包括ケアシステムの構築を推進することになる。さらに30年に医療・介護総合確保ビジョンが策定される。地域包括ケアシステムの構築は大きく分けると、退院後の支援と入院をしない支援がある。退院後の支援は、専門職を中心、入院をしないための支援は、地域住民が中心となる。その入院をしないための支援が今回の介護予防・日常生活支援総合事業である。

本市も29年4月から始めるが、担い手をとりあえず寿クラブ（老人クラブ）、シルバー人材センターなどを予定しているがどこまで人員を確保できるのか、また、市社協がコーディネートして地域で助け合い組織を構築できるのか心配ではあります。それぞれの地域の中心者（地域コーディネーターなど）が軌道に乗るまで死にもの狂いにならないとできないと福祉のパイオニアである石川 治江氏が言っています。総合事業は、地域づくりで、いずれ障がい者も、子育てもこの地域で助け合う仕組みで支えることになる。これは災害時に発揮されるような助け合いの社会実験であり、日本社会を根底から支える重要な第1歩の取り組みになると思います。

内 容： 「災害復興法学のすすめ～住民ニーズに応える災害救助法と個人情報の徹底活用～」

報告者： 田口 俊介

所見等：

【講師】 岡本 正氏（銀座パートナーズ法律事務所 弁護士/中央大学大学院公共政策研究科客員教授）

- 【内容】
- ・災害を「自分ごと」にする。
 - ・東日本大震災4万件のニーズから被災のリアルな声を分析
 - ・家族や自分のため、組織や地域のため、マンションのため、従業員の保護のため、本当に必要な知識を

【考察】

東日本大震災の発生後、被災地における被災者の法律相談の経験から、災害発生直後また、「サバイバル」の時期を過ぎると被災者は今後の自分と家族の生活の見通しや安心、必要な支援制度、災害後の金銭的な問題に対する不安が大きくなると解説。また、命が助かった後の被災者の最初のニーズは「どんな支援政策があるか」ということであるが、その必要な情報は発信されているにもかかわらず、必ずしも十分に届いていなかった。

講師が東日本大震災後に行った法律相談4万件を被災地域ごとのリーガル・ニーズモデルとして分析した結果からは地域によって差はあるものの、その多くは「今後の生活」のニーズである。またBCPも中小企業にとっては「個人」の再生が事業の継続に直結することから、生活再建までの道のりに必要な情報を必要な人に的確に届けることが重要であるとし、被災者支援については世界最先端の日本の制度を必要に応じてマッチングさせるコーディネーターの必要性があると言及された。

また、同じく東日本大震災での教訓から、災害時における個人情報の共有について、改正災害対策基本法により避難行動要支援者名簿の義務化や安否情報の収集・開示の制度化、被災者台帳の整備、情報提供の制度化など統一的なルールを規定したが、現場の自治体できちんと対応できているか確認が必要とした上で、特に平時における情報の事前共有について整備しておくとともに、社協、民生委員、福祉団体、地域組織、支援企業、専門機関などが行政機関を核にそれぞれの役割を明確にし、その役割に応じて情報を取得できるようにしておくことが重要で、そのために、個人情報保護法制の研修を重視すべきと言及された。

講師は弁護士として東日本大震災の被災地での法律相談に携わった経験から、災害からの復興期でのリーガル・ニーズについて、「災害復興法学」と名づけ、日頃からの防災教育に取り入れていくことが必要と訴えられており、個人情報の的確な事前共有とともに、大変に重要な視点であり、本市においても検討していかなければならぬと感じたところである。

内 容： 「子ども・子育ての現状と課題」

報告者： 田口 俊介

所見等：

【講師】 香取 照幸（厚生労働省雇用均等・児童家庭局 局長）

【内容】 ・実効ある少子化対策

・子ども・子育て支援施策～拝啓・課題・制度概要～

・待機児童解消緊急対策について

【考察】

まず、現状と課題として、わが国の家庭関係社会支出の規模は諸外国と較べて低水準であることや、少子高齢化の進展の中、中長期的に労働力を確保していくためには、若者・女性・高齢者などの労働市場参加の実現と少子化の流れを変えることの2つを同時達成する必要があることを強調。

また、結婚や出産・子育てをめぐっては、国民の希望と現実に大きな乖離があり、その乖離を生み出している要因を取り除いていく政策努力が必要。

その要因とは、①若年者の非正規雇用の増加、②依然として厳しい助成の就業継続、③子育て世代の男性の長時間労働や男性の家事・育児時間の少なさ、④核家族化や地域のつながりの希薄化などを背景とした子育ての孤立化と負担感の増加などで、①と②についての両立支援や③、④の改善のためには就労・家族などの形を変えていくこととともに、すべての子どもの育ちを社会全体で支え、地域で安心して子育てが出来る環境を確保していくことが必要であることを様々なデータを交え解説。

それを踏まえて、子ども・子育て施策については、①すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会、②仕事と家庭の両立を支援し、就労、結婚、出産、子育ての希望がかなう社会、③新しい雇用を創出し助成の自己実現が保障される活力ある社会、を実現することが重要であり、より具体的には、3歳未満児を中心とする保育サービスや放課後児童対策については、女性の就業率の高まりに対応した大きな潜在需要に対応すること、また、サービスの充実を行うにあたっては、サービス保障の強化、サービスメニューの多様化、多様な提供主体の参入の促進等により、利用者が選択できる環境を作ること、さらに、施策を考えるにあたっては、虐待を受けた子どもなど特別な支援を要する子どもや家庭に対するアウトリーチ方の支援などの配慮が必要であるとした上で、昨年度から一部自治体で実施されている「妊娠期から出産・子育て期を通じた継続的かつ包括的な支援（日本版ネウボラ）」が不可欠であるとの認識を示された。

結論として、子ども・子育て支援施策は短期的な効果を狙うのではなく、中長期的な視点で結果を見ていかなくてはいけないものであり、また単に子育てのサービスの充実といったものだけではなく、働き方の改革（男性の育児・家事への参加）をはじめとして、「ワーク・ライフ・バランス」の実現が鍵となる、今後の人口構造の変化を展望した戦略的な対応を「今から」実施していくことで2030年以降を展望するものでなくてはならないものであるとの認識を強くしたところである。

内 容： 「取材の現場から」

報告者： 田口 俊介

所見等：

【説明者】 谷野 浩太郎（社会保険旬報 編集部）

飯島 紀男（年金時代 編集部）他

【内容】 ・最近の医療行政から

・平成27年度介護保険事務調査の集計結果について

・「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を
改正する法律案」について

【考察】

このコマについては、今回のセミナーの主催者である「株式会社社会保険研究所」が発行している3つの雑誌（社会保険旬報、介護保険情報、年金時代）のPRを兼ねたものであり、医療、介護、年金のそれぞれの分野での昨今の制度改正や、国における法改正の動きなどについて短時間で説明があった。